

最低制限価格決定基準（※下線部改訂）

制定：平成24年3月22日総務部長決裁 総管第611号

最終改正：令和元年9月30日総務部長決裁 総務第号

（目的）

第1条 この基準は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号。以下「規則」という。）第126条の2の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

（最低制限価格の適用）

第2条 規則第126条の2にいう「最低制限価格を設ける必要があるとき」とは、建設工事、製造の請負又は建設工事に係る委託業務（以下、「建設工事等委託業務」という。）に係る契約で、かつ、当該契約を競争入札により行うものという。ただし、最低制限価格を設定する必要があると認められるときは、見積り合わせについても適用できるものとする。

（建設工事又は製造の請負に係る最低制限価格の算出）

第3条 最低制限価格は、予定価格（規則第126条第1項の規定により決定した予定価格をいう。以下同じ。）の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該100分の110を乗じて得た額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあつては当該100分の92を乗じて得た額と、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該100分の75を乗じて得た額とする。

- （1） 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- （2） 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- （4） 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

2 建設工事又は製造の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の92を乗じて得た額から予定価格に100分の75を乗じて得た額の範囲内で適宜の額とすることができる。

（建設工事等委託業務に係る最低制限価格の算出）

第4条 最低制限価格は、予定価格（規則第126条第1項の規定により決定した予定

価格をいう。以下同じ。)の算出の基礎となった次の各号に掲げる経費について、それぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

- 2 建設工事等委託業務の性質上前項の規定により難いと認めるものについては、同項の規定にかかわらず、地質調査業務以外の建設工事等委託業務については予定価格に10分の8.0を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で、測量業務にあつては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額から予定価格に10分の6を乗じて得た額の範囲内で、地質調査業務については予定価格に10分の8.5を乗じて得た額から予定価格に3分の2を乗じて得た額の範囲内で、適宜の額とすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行日以前に決定した価格については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年6月17日総務第227号部長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月22日総務第1039号部長決裁)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 （平成31年4月4日総務第32号部長決裁）

（施行期日）

1 この基準は、平成31年4月26日から施行する。

（経過措置）

2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則 （令和元年9月30日総務第号部長決裁）

（施行期日）

1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準は、施行期日以後に告示又は通知する入札から適用し、同日前に告示又は通知した入札については、なお従前の例による。

最低制限価格基準について（参考）

1 最低制限価格を設定することについて

地方公共団体における契約事情の特殊性から肯定されている。

2 最低制限価格を採用できる契約

地方自治法施行令第167条の10第2項（同第167条の13により準用する場合も同じ）に「工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合にすることができる。」と規定されている。

3 最低制限価格の予定価格に対する割合

画一的な割合をあらかじめ定めて運用することは適切ではなく、個々の契約に応じて合理的なものを定めるべきである。

最低制限価格の算出方法について

最低制限価格の算出は、次の各項目から算出される額の合計額とする。

※ 予定価格と比較して、算出された合計額の割合が、下表の範囲欄の上限を超える場合は上限の額とする。同様に下限を下回る場合は下限の額とする。

※ 計算により端数がでる場合は、予定価格の有効桁数位置に整合させる。

○建設工事又は製造の請負（①から④までの合計額）

①直接工事費	②共通仮設費	③現場管理費	④一般管理費	範囲
100分の97	100分の90	100分の90	100分の55	75～92%

○建設工事に係る委託業務（①から④までの合計額）

業務区分	①	②	③	④	範囲
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	80～60%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	80～60%
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	82 ～60%
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の 4.8 を乗じて得た額	85%～ 2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	80～60%